

訓令名	理由	要旨
奈良県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令	令和3年4月1日に定時制の課程を置く市町村立高等学校（五條市立西吉野農業高等学校）が設置されることに伴い、県費負担教職員である職員の扶養家族の認定等を課長等の専決事項とするため、所要の改正をしようとするものである。	<p>1 市町村立高等学校の設置に伴う対応 市町村立学校職員給与負担法第2条に規定する職員である市町村立高等学校の職員に係る以下の事務について、教職員課長又は福利課長の専決事項とする。</p> <p>(1) 教職員課長専決事項 職員の扶養親族の認定 住居手当、通勤手当、単身赴任手当の確認及び決定</p> <p>(2) 福利課長専決事項 児童手当法に基づく児童手当の支給及び徴収 (別表第1関係)</p> <p>2 施行期日 令和3年4月1日から施行する。 (改正附則関係)</p>

奈良県教育委員会教育長訓令第 号

教育委員会事務局

学校以外の教育機関

奈良県教育委員会事務決裁規程（昭和四十一年九月奈良県教育委員会教育長訓令甲第
五号）の一部を次のように改正し、令和三年四月一日から施行する。

令和三年 月 日

奈良県教育委員会教育長 吉田 育弘

別表第一課長等専決事項の欄第九号中「第一条」の下に「及び第二条」を加え、同欄
第十一号中「第一条」の下に「及び第二条」を加え、「及び同法第十四条」を「並びに
同法第十四条」に改める。

奈良県教育委員会事務決裁規程の一部改正（案）新旧対照表

改 正 案		現 行	
別表第一（第三条関係） 理事、教育次長及び課長等専決事項		別表第一（第三条関係） 理事、教育次長及び課長等専決事項	
専決事項	理事及び教育次長 専決事項	専決事項	理事及び教育次長 専決事項
一　八　略	九　市町村立学校職員 給与負担法（昭和二十三年法律第百三十 五号）第一条及び第二 二条に規定する職員 の扶養親族の認定並 びに住居手当、通勤 手当及び単身赴任手 当の確認及び決定に 関すること（教職員 課長に限る。）。	一　八　略	九　市町村立学校職員 給与負担法（昭和二十三年法律第百三十 五号）第一条に規定す る職員の扶養親族 の認定並びに住居手 当、通勤手当及び単 身赴任手当の確認及 び決定に関すること (教職員課長に限る)。
十　略	十一　市町村立学校職 員給与負担法第一条 及び第二条に規定す る職員に係る児童手 当法に基づく児童手 当の支給並びに同法 第十四条の規定によ る徴収に関すること (福利課長に限る。)	十　略	十一　市町村立学校職 員給与負担法第一条 に規定する職員に基 づく児童手当法に基 づく児童手当の支給及 び同法第十四条の規 定による徴収に関する こと(福利課長に限 る。)
十二　略			